

4. トラブルとその対応事例

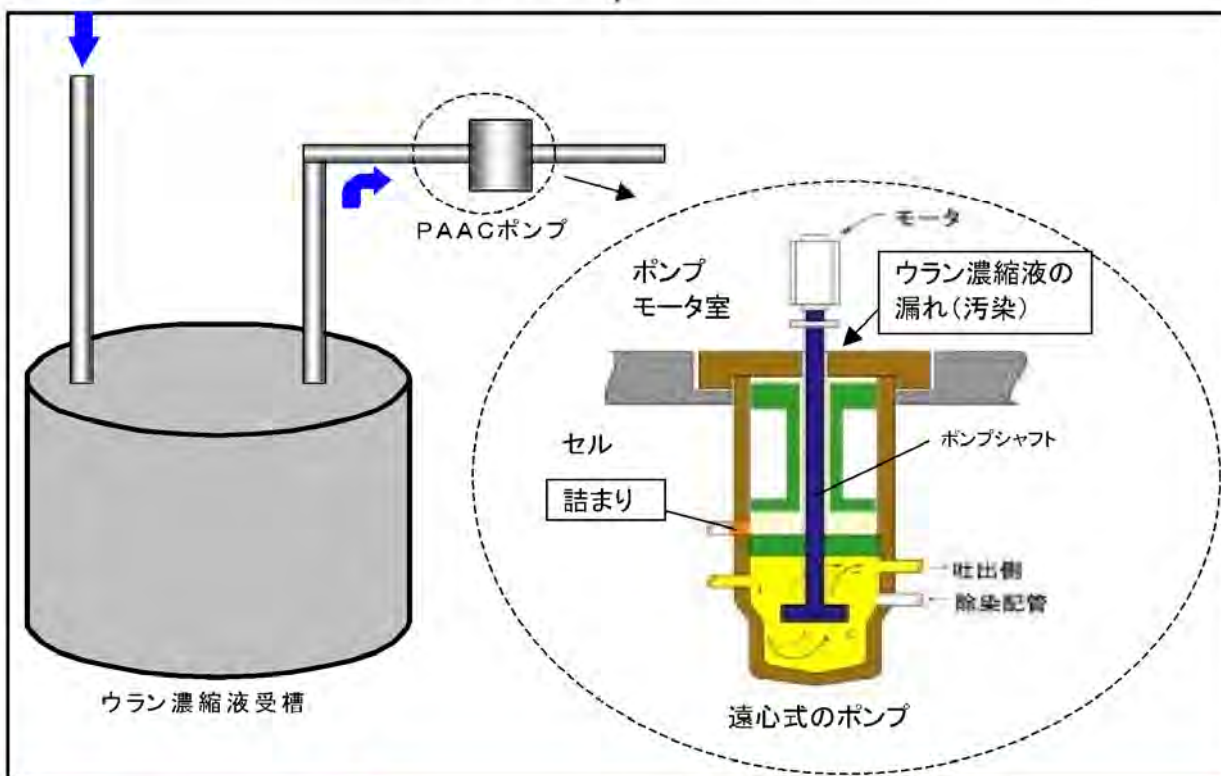
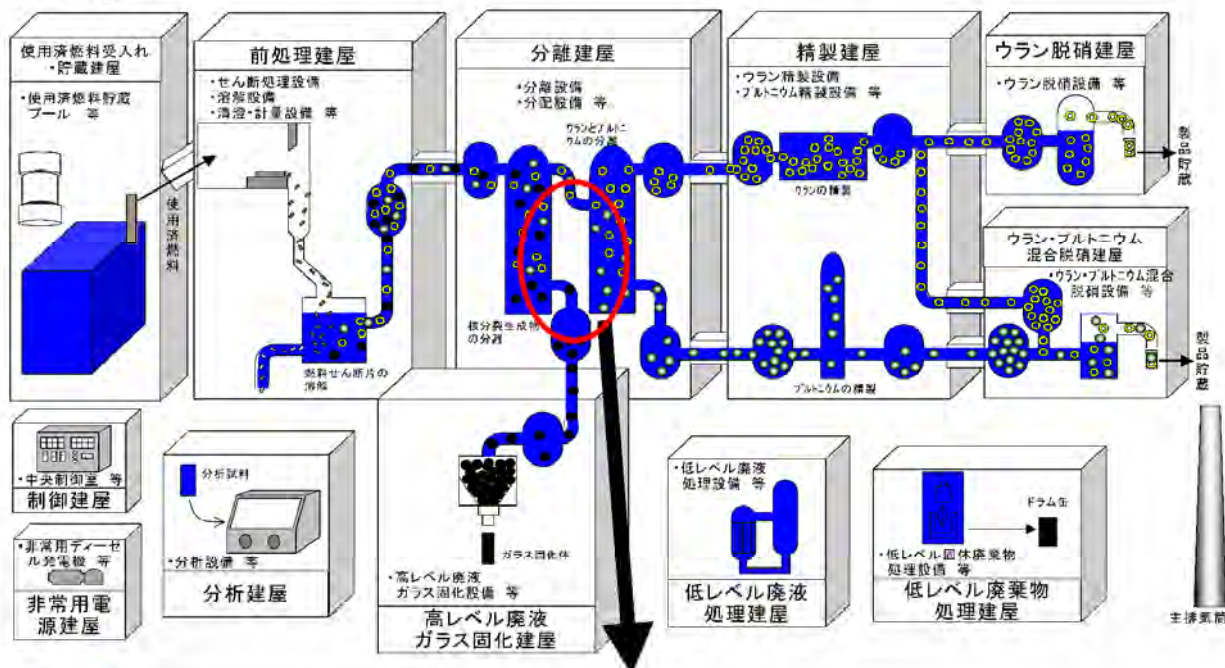
4-1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

事象分類別 (f. 汚染)

6 -04. ウラン濃縮液受槽ポンプのウラン濃縮液の少量漏えいに伴う汚染																		
事象の概要																		
(1)発生場所：機器		分離建屋：ウラン濃縮液受槽ポンプ																
(2)設備の概要		核分裂生成物やプルトニウムを分離したウラン溶液を蒸発処理により濃縮し、ウラン濃縮液をウラン精製設備に移送するポンプ。移送流体を閉じ込め、また、セル外から保守を行える構造をもつ。																
(3)発生の状況		運転中																
(4)概要		ウラン濃縮液受槽ポンプの配管接続部に析出物が詰まり、霧状のウラン濃縮液がポンプシャフト沿いに浸出しながらポンプモータ室にて液滴となり、管理基準値を超える汚染を発見。 （ α :3.7Bq/cm ² 、 β :37Bq/cm ² 以下。簡易除染により除染可能であった。）																
(5)原因		＊ 他の建屋も含め同種の機器においても、同様な漏えいの発生が予想される。 運転を継続する中で偶発的に発生する可能性のある詰まり。																
事象による影響																		
(1)工場外への影響		工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有する分離建屋の換気設備が稼働しているポンプモータ室で起きた事象およびそれに伴う除染・復旧作業であり、放射性物質放出等の工場外への影響は生じない。																
(2)安全性への影響		安全上の問題は生じない。 分離建屋の換気設備が稼働しているポンプモータ室での漏えいであり、巡視点検等により漏えいを発見し、定められた手順に従ってウラン濃縮液を回収、除染することにより、これ以上事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。																
(3)作業員への影響		作業員への影響は生じない。 ウラン濃縮液受槽ポンプの除染および復旧作業にあたっては、定められた放射線管理計画書に従って作業を進めることにより、放射線による作業員への影響は生じない。																
(4)他工程への影響		他工程への影響は生じない。 別系統の移送ポンプがあり、運転を継続するので他工程への影響は生じない。																
対応の概要		1.ポンプ部からの漏えいであることを確認し、放射線防護具を着用のうえ、汚染状況の確認、漏えい液の回収および除染作業を行う。 2.運転状況に応じて、別系統のポンプを用いてウラン濃縮液を移送する。 3.ポンプの点検を行い、除染や部品交換を実施するとともに析出物の除去を行う。 4.作動試験を行い漏えいの有無を確認して、定められた操作手順に従って当該ポンプの運転を再開する。																
公表区分		翌平日に公表（ホームページへ掲載）																
連絡区分*		<table><tr><th colspan="3">トラブル情報</th><th colspan="3">運転情報</th></tr><tr><td>A 情報</td><td>B 情報</td><td>C 情報</td><td>ごく軽度な機器故障</td><td>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td><td>不適合等</td></tr></table>					トラブル情報			運転情報			A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報															
A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等													

＊：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

事象概要



復旧方法

故障した部品の交換により復旧するとともに汚染エリアを除染

トラブル等に伴う設備への影響範囲

運転系統を切り替えて復旧

